

アクトワン通信 第11号「従業員への貸付金の処理」

忙しい中小企業経営者のためにホットな話題をコンパクトにまとめてお届けします。
平成26年3月3日 東京都中央区京橋2-6-16 エターナル5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)
弁護士法人アクトワン法律事務所 ※無断複製・転載を禁じます。

質 問

当社の社員が、実家の家業を継ぐことになって辞めたい、と言い出しました。この従業員には、以前、交通事故を起こしたときに会社から20万円貸し付けてあるのですが、最後の給料から清算してほしい、と思っています。本人の了解があれば、借金を差し引いた金額だけ振り込めば問題ないでしょうか。

回 答

労働法によれば、給与は全額支払う必要があり、雇用主の債権との相殺を禁止されていますので、借金を給与から差し引くことは違法になります。

解 説

- (1) 労働基準法24条によると、賃金は全額支払わなければならない、とされており、天引き、つまり相殺は禁止されていますので、給与から借金を天引きすることは違法です。これは、そして、このような違法な相殺が行われた場合には、退職後に相殺した額を従業員から請求されると支払う必要があります。また、このような違法な処理を行ったときには、罰金などの処罰の対象となるので注意が必要です。
- (2) 本件の場合、従業員が相殺処理に同意していた場合でも、基本的には相殺できません。一定の場合には労働基準法24条の例外も認められるのですが、会社側から相殺を求めて、労働者がこれを承諾した場合には、同条の例外とはならない、と考えるのが一般的です。また、退職金も給与の後払いと考えられていますので、やはり天引き・相殺は禁止されます。
- (3) それでは、本件のような場合どう処理したら良いのでしょうか。結論から言えば、一旦従業員に現金で交付して、その場で任意に返済を受けるしかありません。差額だけを振り込むような処理はできませんので、従来給与振り込みしていても、必ず現金で交付して、その場で返済を求めることが必要です。また、そのような処理にあたっては、一旦給与を全額交付したことを証明するために、給与全額についての領収書を徴求することも必要です。

まとめ

社員に対して、一時的に資金を立て替えるとか、貸し付けるとかの処理はよくあることですが、計画的に返済を求めて速やかに貸金関係を解消するようにして、退職時点で貸付金が残っている、というような事態はできるだけ回避すべきです。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、次回アクトワン通信 vol.12 は、「偽装請負」の予定(2014/4 発行予定)としております。
以上